

日本計算工学会フェロー制度規定

平成 24 年 5 月 24 日 制定
平成 25 年 7 月 9 日 改訂

(総 則)

第 1 条 本規程は、会員を対象としたフェロー制度について定める。

(目 的)

第 2 条 計算工学とその関連分野技術の見識に優れ、責任ある立場で長年にわたり指導的役割を果たし、社会および本会の発展に顕著な貢献をなした者に日本計算工学会フェローの称号を与え、もって、会員の地位向上・国際活動をより円滑にし、あわせて本会のより一層の活性化をはかることを目的とする。

(資 格)

第 3 条 フェローの称号を受ける資格は、原則として、累積で 10 年間以上日本計算工学会の正会員として在籍している計算工学とその関連分野の技術者、科学者、教育者等とする。ただし、会長が認めた場合は上記以外でもフェロー称号を受ける資格者として認める。

(申 請)

第 4 条 フェローの申請は本条第 1 号に示す本人による申請あるいは本条第 2 号に示す推薦によるものとする。

(1) 第 3 条に該当する申請者は、正会員あるいはフェロー会員 3 名の推薦を得て、所定の書類を本会に提出する。

(2) 第 3 条に該当する者を推薦する場合、推薦者は正会員あるいはフェロー会員 2 名の推薦を得て、所定の書類を本会に提出する。

(3) 申請は随時行うことができるものとする。

(審 査)

第 5 条 フェロー候補者を選考するためにフェロー審査委員会を理事会の直属機関として設ける。選考基準および選考方法は、別に定める。

第 6 条 フェロー審査委員会は、フェロー候補者の審査を行い、審査結果を理事会に報告する。フェロー審査委員会の構成は、下記のとおりとする。委員は会長が指名する。

委員長：副会長（総務企画担当）

副委員長：総務企画理事

委員：理事 4 名、代表会員 1 名、フェロー 2 名

事務局：会員委員会

ただしフェロー 2 名の指名が困難な場合は、理事 5 名と代表会員 2 名による委員構成をとるものとする。

(認定)

第7条 理事会は、フェロー審査委員会の報告を承認し、日本計算工学会フェローの認定と称号の授与を行う。

(表彰方法等)

第8条 フェローの称号を受けた会員に対しては、会長による称号の認定証を授与するとともに、学会誌ならびに日本計算工学会ホームページに名前を記載する。フェローの称号は、学会の正会員資格が継続する限り、永続的に継続するものとする。なお、本人の申し出により、返上できるものとする。

(責務)

第9条 フェローの称号を得た会員は、計算工学とその関連分野技術の専門家として傑出した技術者たるべきことを自覚し、計算工学とその関連分野技術の発展に引き続き寄与するとともに本会の指導的会員として、学会の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的達成に率先して努力する責務を負うものとする。

(会費)

第10条 フェローの称号を得た会員は、毎年会費として正会員会費の1.5倍を納めるものとする。また、毎年会費とは別に寄付により、本会の諸活動を財政的にも支えることが強く期待される。

(選出規模)

第11条 フェローの人数については、正員総数の3～5%を目安とする。

(付則)

無し